

平成28年12月5日

各チーム代表者様

船橋市サッカー協会 第4種委員会  
委員長 川端 憲一

### 大会等における学校体育施設の使い方について

日頃より、本協会の各事業へご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件についてですが、船橋市サッカー協会第4種委員会としては、これまでの代表者会議の場で協会役員からの呼びかけや、「サッカーの目的以外の行動をしないように指導する」等、ハンドブックにも明記して、会場の使い方のマナーの徹底を図っているところです。

しかしながら、過日、大会等における学校体育施設の使い方について、市内小学校より改めてほしい点等が寄せられました。

については、今後こういったことがないように、学校体育施設の利用について下記の通り確認したいと思いますので、各チームで十分に周知・徹底するようご指導をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 学校体育施設利用上の注意点

「大会会場借用願」は、あいさつを兼ねて、必ず代表者（代理可）が学校に提出する。

（当該校の児童が持って行くことがないようにする。）

チーム代表者（会場責任者）は、学校と連絡を密にし、駐車場所等の約束を守るようにする。  
サッカーの目的以外の使用をしない。

施設や備品等を破損・紛失してしまった場合は、必ず学校及び4種委員会事務局に連絡する。  
使用が許可されている場所以外には立ち入らないようにする。

花壇や観察池の中に入ったり、縁に上がったりしない。また、遊具で遊ばない。

学校用の石灰を使用しない（許可を得てから使用する）。

ごみは持ち帰る。また、忘れ物がないように指導する。

#### 2 その他

上記のことは、守られているとは思いますが、応援する関係者にも周知し、徹底させるようにお願いいたします。

本件についての問い合わせは、川端（090-6025-7910）までお願いします。